

令和6年第8回宇佐市教育委員会会議録

令和6年7月31日午前10時00分、宇佐市教育委員会を34会議室に招集した会議は次のとおりです。

- ・出席委員 教 育 長 川島 数志
 教育長職務代理者 佐藤 修水
 委 員 徳光 優子
 委 員 小野 裕美子
 委 員 古里 万里子
- ・欠席委員 なし
- ・説明のため会議に出席した職員
 教育次長兼社会教育課長 〆野 勝教
 教育総務課長 西田 洋子
 学校教育課長 三浦 圭二
 図書館長 松壽 敬
 学校給食課長 向 英子
- ・本会議の書記
 教育総務課教育総務係課長補佐（総括）時枝 知美

◎附議事項

- 議第63号 小規模特認校就学申請について (学校教育課)
- 議第64号 公民館運営審議会委員の委嘱について (社会教育課)
- 議第65号 宇佐市三和文庫運営協議会委員の委嘱（任命）について (社会教育課)
- 議第66号 宇佐市子ども読書活動推進計画策定委員会設置要綱の一部改正について (図 書 館)
- 議第67号 宇佐市子ども読書活動推進計画実行委員会設置要綱の一部改正について (図 書 館)
- ※令和6年第5回及び第7回定例教育委員会保留分
- 議第47号 指定校変更について (学校教育課)

【追加議案】

- 議第68号 指定校変更について (学校教育課)
- 議第69号 令和7年度使用小学校用教科用図書採択について (学校教育課)
- 議第70号 令和7年度使用中学校用教科用図書採択について (学校教育課)

◎報告事項

- (1) 令和6年6月第3回宇佐市議会定例会における教育委員会関係の一般
質問について (教育次長)
- (2) 8月の行事等の予定について (各課)

(開会 午前10時00分)

教 育 長	令和6年第8回宇佐市教育委員会の開会を告げる。
事 務 局	(令和6年第7回の会議録を読み上げる)
教 育 長	令和6年第7回の会議録を各委員に諮り承認される。
教 育 長	議第63号小規模特認校就学申請について、学校教育課に説明を 求める。
学 校 教 育 課 長	議第63号小規模特認校就学申請について、ご説明します。1P をご覧ください。 (詳細は議案に記載)
教 育 長	何か質問はありませんか。
委 員	児童本人が特認校を希望した点はどこですか。
学 校 教 育 課 長	保護者が先日の運動会を見学した際、地域・児童・先輩たちが一 体となって活動する様子を見て良さを感じた。さらに、父母が積 極的で学校活動への体験にも参加して、少人数できめ細かな指導 をしてくれるという印象を強く持ったことで決断したようです。
教 育 長	他に質問はありませんか。
委 員	特認校なので就学希望期間は卒業するまで認められるのですね。
学 校 教 育 課 長	はい。小規模特認校の規定では、入学してから1年以上在籍とい う規定があり、承認されれば卒業まで在籍となります。
教 育 長	他に質問はありませんか。
委 員	特認校なので校区外から通うお子さんが増えたら、保護者もPT A活動や学校に関わるような地域行事等への協力が必要になっ てくると思いますが、保護者の協力の意思はどうですか。
学 校 教 育 課 長	小規模特認校の申請にあたって、指定校の校長にも意見を聞きま したが、今もPTA活動には積極的なので、特認校に行かれても 精力的に協力をしていくであろうというお話でした。
委 員	特認校制度で校区外から子どもは通っているがPTA活動や地 域行事には協力しないとなると、地域の負担や地元から通わせて いる保護者に負担がかかると思うので、今度はそういう点を整備 していかないと問題が出てくるのではないかと懸念しています。
教 育 長	特認校に限らず、指定校変更する場合、行った先のPTA活動や 保護者の活動に協力をするという意味の確認も重要になると思 います。そこは課題として検討していただきたいと思います。
教 育 長	他に質問はありませんか。

委 員	特認校になってから随分経ちますが、受け入れた子供たち同士の その後の交流や繋がり状況を教えてください。
学 校 教 育 課 長	すべての情報ではありませんが、卒業生の中で他の地域から来た 子供と地元の子供たちとの交流については、仲良くできていると は聞いております。
教 育 長	他に質問はありませんか。
教 委 員	異議なし。
教 育 長	ないようですので、議第63号小規模特認校就学申請について は、承認とし、次に議第64号公民館運営審議会委員の委嘱につ いて、社会教育課に説明を求める。
社 会 教 育 課 長	議第64号公民館運営審議会委員の委嘱について、ご説明しま す。2Pをご覧ください。 (詳細は議案に記載)
教 育 長	何か質問はありませんか。
教 委 員	異議なし。
教 育 長	ないようですので、議第64号公民館運営審議会委員の委嘱に ついては、承認とし、次に議第65号宇佐市三和文庫運営協議会 委員の委嘱（任命）について、社会教育課に説明を求める。
社 会 教 育 課 長	議第65号宇佐市三和文庫運営協議会委員の委嘱（任命）につ いて、ご説明します。3Pをご覧ください。 (詳細は議案に記載)
教 育 長	毎年100万の寄附ということで、去年と今年の2年分200 万かけてカルタを作るということですね。
社 会 教 育 課 長	2年計画でカルタを作成しています。
教 育 長	何か質問はありませんか。
教 委 員	異議なし。
教 育 長	ないようですので、議第65号宇佐市三和文庫運営協議会委員の 委嘱（任命）については承認とし、次に議第66号宇佐市子ども 読書活動推進計画策定委員会設置要綱の一部改正について、図書 館に説明を求める。
図 書 館 長	議第66号宇佐市子ども読書活動推進計画策定委員会設置要綱 の一部改正について、ご説明します。4Pをご覧ください。 (詳細は議案に記載)
教 育 長	今回の改正とは関係ありませんが、「うさ教育・家庭・読書の日」 推進事業の終了に伴い一部改正ということですが、この事業は引 き続きする予定はあるのでしょうか。
図 書 館 長	今回は改正をしますが、事情が変われば必要に応じてまた改正し ます。
教 育 長	はい、わかりました。事業自体が悪い評価ではないので、また新

教 育 長
委 員
教 育 長

たに特別な事業が組めるように令和7年度か令和8年度にかけて、是非とも前向きに検討するよう強くお願いいたします。

他に質問はありませんか。

異議なし。

ないようですので、議第66号宇佐市子ども読書活動推進計画策定委員会設置要綱の一部改正については承認とし、次に議第67号宇佐市子ども読書活動推進計画実行委員会設置要綱の一部改正について、図書館に説明を求める。

図 書 館 長

議第67号宇佐市子ども読書活動推進計画実行委員会設置要綱の一部改正について、ご説明します。6Pをご覧ください。

(詳細は議案に記載)

教 育 長
委 員
教 育 長

何か質問はありませんか。

異議なし。

ないようですので、議第67号宇佐市子ども読書活動推進計画実行委員会設置要綱の一部改正については、承認とし、次に令和6年第5回及び第7回定例教育委員会保留分の議第47号指定校変更について、学校教育課に説明を求める。

学 校 教 育 課 長

保留分の議第47号指定校変更については、4月教育委員会の審議の結果、保留になり、6月に状況報告をしましたが、保護者の意向が確認できていなかったもので、再度保留となっていました。その後、児童も欠席せず学校に通うことができしており、今の状況であればこのまま様子をみるということで保護者も今回申請を取り下げることとしました。

教 育 長

保護者の方から取り下げることですので、引き続き見守りをしながら取り組んでいただきたいと思います。この件はよろしいでしょうか。

委 員
教 育 長

異議なし。

それでは、次に追加議案の議第68号指定校変更について、学校教育課に説明を求める。

学 校 教 育 課 長

議第68号指定校変更について、ご説明します。

(詳細は追加議案に記載)

教 育 長
委 員
学 校 教 育 課 長
教 育 長
教 委 員

何か質問はありませんか。

保護者の職場は承知しているのですか。

雇用主から身元引受承諾書を提出されています。

他に質問はありませんか。

転入生ですし、言語のサポート体制について関係機関と連携ができるようにしていただきたい。

教 育 長

今後も同様のケースが増えてくると思うので、情報提供の筋道ができるように様々な方法や関係機関をご確認いただき繋いでい

教 育 長
委 育 員
教 育 長

ただきたいと思います。
他に質問はありませんか。
異議なし。

それでは、議第 6 8 号指定校変更については承認とします。次に議第 6 9 号及び議第 7 0 号については、義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律に基づき、当教育委員会におきまして、毎年度種目ごとに採択することになっております。ただし、同施行令第 1 5 条第 1 項により、当初採択された教科書は、学校教育法付則第 9 条の規定による教科用図書を除き、4 年間同一のものを採択することになっております。ここで審議にあたり、宇佐市教育委員会会議規則第 6 条には、会議は公開とする。ただし、人事に関する事件その他の事件について、教育長または委員の発議により、出席者の 3 分の 2 以上の多数で議決したときは、非公開とすることができるという規定があります。議第 6 9 号、議第 7 0 号は、教科用図書の採択における意思形成過程であることから、秘密会が相当と思われるので非公開での取り扱いとさせていただきますこと、私の方から発議いたしますが、よろしいでしょうか。

委 育 員
教 育 長

異議なし。
それでは、秘密会とし、審議に入ります。議第 6 9 号令和 7 年度使用小学校用教科用図書採択について及び議第 7 0 号令和 7 年度使用中学校用教科用図書採択について、学校教育課に説明を求める。

学 校 教 育 課 長

議第 6 9 号令和 7 年度使用小学校用教科用図書採択について、及び議第 7 0 号令和 7 年度使用中学校用教科用図書採択について、ご説明します。
(詳細は追加議案に記載)

非 公 開

教 育 長
委 育 員
教 育 長

何か質問はありませんか。
異議なし。
ないようですので、議第 6 9 号令和 7 年度使用小学校用教科用図書採択について及び議第 7 0 号令和 7 年度使用中学校用教科用図書採択については、承認とする。

教 育 長
教 育 長

ここで秘密会を解きます。
次に報告第 1 項令和 6 年 6 月第 3 回宇佐市議会定例会における教育委員会関係の一般質問について、各課に説明を求める。
(詳細は議案に記載)

教 育 長 次に報告第2項8月の行事等の予定について、各課に説明を求める。
(詳細は議案に記載)

教 育 長 全体を通して、何かありませんか。
教 育 長 ないようですので、次回教育委員会の日程について
教 務 局 次回教育委員会の日程について、8月28日午前9時30分から
34会議室で如何でしょうか。

教 育 長 8月28日午前9時30分からでよろしいでしょうか。
各委員に諮り確認のうえ、第8回定例教育委員会の閉会を告げる。

(閉会 午前12時10分)

上記のとおり、会議次第の記録に相違ないことを証明する。